

市の自然と環境を守る会

代表

福山の環境を守る会

代表

歴史的港湾駒港を保存する会

代表



貫つて進む駒の町づくり・駒港の埋立て架橋問題は 賃・市良の縛・幅広い合意づくりを行う

警備の策は 駒港の源・駒港の原形保存 住環境などの問題は個別的・総合的対策を講じ順次改善へ着手することを求める

羽田福山市長への公開質問状 (二)

(はつる二)

去る六月二十日、駒の地元の住民団体など九団体が、福山市と県、国に対して要望書と「駒の町づくりの在り方を検討する場の設置を求める」署名を提出しました。署名数は一万二千八〇八人分、旧駒町分は千三百〇二人(五六三三)で、戸数比では二八・五パーセント。重伝送線保存地区選定をめざす駒港周辺の世帯では約五割の個数に当たるものです。これによって市側が「駒町の大多数が賛成している」とした主張の裏切りが明白になりました。もともと、この署名運動は、公有水面権利者の全同意が得られない状況下で、県や国から福山市に対して住民の合意形成に努めよう求められ、市は迫られて意見交換会とは名ばかりのアリバイづくり、多数が求めることを演出するセレモニーとして「意見交換会」を進行したことに端を発しています。(その後、事業推進の必要性をアピールするホームページを開設) 記憶に新しいところですが、この意見交換会は開催手法全体に大きな問題、すなわち「何が何でも事業推進を合理化したい」という不始末動機が一貫しており、そのため仕様の合わないボロの運営次第は意見交換会ではなく、長々とした事業説明、発言は一回だけの時間制限、推進派住民のヤジ取り、閉会まごめは事業推進への市長の決意表明(一)が噴出したものとなりました。当時、閉会に先立って、運営などめぐり改善を求める要望書や意見が諸々提出されました。市側は一顧だにせず既定方針を強行、そのため肝心な住民組織が初めから不参加表明、抗議文を提出しボイコット、参加して意見表明しても黙殺、このように「住民の大多数が事業推進を望んでいる」という演出のためにはなりふり構わない、常識では考えられないことがやられ結果は大失態。公平に見るなら意見交換会と認められるものではありませんでした。

福山市行政のこのやり方を批判し、本当に住民同士が意見交換をする場を求めて開始したのが署名運動であり今回提出した署名です。この署名運動は、推進派住民組織が町内会組織や業界組織を締め付けて、十日間ほど強制的に集めた「多数」四、一六二人分(推定一九七八戸)「署名」とは異なり、一軒一軒尋ね、個人個人との対話によって集約されました。住民の間で自主的に起こった運動と寄せられている住民の声・署名は重く受け止めなければならないのではないのでしょうか。また、意見交換の場を求めて「賛同署名をしたい」との思いはあっても、近所を慮って名を連ねられない声なき声や駒港周辺や県道沿線の住民などに多数あることを求める必要があります。

羽田市長選後、うぶさに振り返るなら分かりますが、地元の住民組織から随分頻繁に条理を尽くして埋め立て反対の立場から要望書や抗議、意見書などを提出してきましたが、〃異を挟むものには耳を貸さない〃とばかりに、市側の方針を無理やり押し通したというのが今日までの状況です。反対の声は振りつづけて、県や国に反映しないという対応はなかったのでしょうか。

六月二十日の署名提出を受けた市側の代表は、何らの検討もせずに直後の記者質問に対して、独断で事業推進の方針は変わらない旨表明をしましたが、もしも羽田市長の意を受けてのものであれば、住民無視のこの姿勢は極めて重大です。

言うまでもなく、こいつは民主主義と相容れない行政手法は絶対に認められないし、法律に対する違背行為として住民・国民から激しく弾劾を受けることを指摘し、即刻改善されるよう憤りをもって要求するものです。併せて、公開質問に対して行政のプロとして誠実に回答されるよう強く要求します。(五月二十九日付の質問状への回答は、おまじりのと戻ったようなものでした)

(一) 国策機関を含む国内外の職者・専門家の願いと福山市民・駒地区住民の願いは、幅広い世論調査結果と同様に歴史的港湾駒港と歴史的な町並を一体的に保存してもらいたいという一点で大きく一致している。それは、県、国の行政・政策方向とも一致しているのではないが。駒町民の側から駒港を埋め立てて架橋や道路をという提案したことは在りません。

駒地区住民の「事業推進を求める」声は、町の抱える問題を解決してほしいと言っているものであって、初めから駒港の埋立て架橋事業をその前提として求めたものではないことは、五〇年の都市計画決定以来、歴史的・経済的にも明確ではないのか。

これらについての事実と市長はどう認識しているか、見解を明らかにして頂きたい。

県と市が福山港の港湾整備事業と絡めて駒地区道路港湾整備計画を策定(一九八三年)し、町並整備と一体というルールが敷

かれ、感情的対立はじめ著しい混乱的現象が継続し今日に至っている。この責任は明確に市と県行政にある。事実、昨年(一九五〇年)九月、町連協(朝町内会連絡協議会)の三夜と反対派住民組織三団体、合計十三人が参加した話し合いの場で、町連協会長から「私らから朝港の埋立て架橋を求めたことにはない」「今更バックは難しいのでは、もうちょっと早くどう話し合いがあったら」と発言、このまま突き進んだら後に悔いを残すのではないかという複雑な心境を滲ませてのものだった。まさに、朝港の埋立て架橋計画は住民側から持ち出されたものではなく、したがって住民同士の話し合いも十分に行わないうまま、県と市行政の主導によってこの事業計画は持ち出され推進されたのである。

朝地区の圧倒的住民は、千年を超える朝の栄華の歴史の源が、紛れもなく瀬戸内海を中心に位置するこの港によってであり、漁業も鍛冶屋(鉄砲)も回船問屋や酒造を始めとした商業もすべてこの港から発し、経済も政治も文化も情報もこの港によって集積し、今日の朝に至っていることを認めるであろう。抵当さんの祭りも秋の祭りも江の浦(元町・焚場)や西町を抜きには考えられませぬ。朝地区に代々居住した住民全体にとって港は心の故郷であり、この美しい田形・三状の港(朝)或(朝)の名の由来も歴史は誇りなのです。これを否定する意見は皆無と言えるのではないのでしょうか。「日東第一景勝のその名も高き朝の浦」で始まる朝小学校の校歌、明治、大正、昭和の終戦までの旧校歌(第一校歌)も、新校歌(第二校歌)と賛歌もいずれも美しい景観を愛で大切に歌っています。旧校歌は現在も年寄りたちの同窓会では懐かしく扱われ、この歌で宴会の終わりを締めくくるといわれています。また、長歌「…ハヤシ…千代なれや…ハヤシ…朝の浦わのその姿 目出度き朝を 羽をのし…」、歌謡「栄えあれ浦は大漁の陣に 鯛や鱈の舞い踊り…」と歌われているように和気あいあいと暮らす住民にとって、朝の浦(朝港)は切り離すことのできない存在であり、先祖代々からの思い出、未来へ連絡と続く宝なのです。これが分かなければ朝の人間とは言えませぬ。朝港はこのままが一番良いと思われている多数の住民の本当の気持ち「心」を理解し、これに応え、朝港の埋立て架橋事業は中止・白紙撤回し、快適な住環境づくり・町並の整備を着実にすすめること、一体的に山側トンネル案の具体的検討を速やかにすすめる、早期に開通できるように計ることこそ最も賢明な選択と考えます。

(2) 公有水面埋立法という排水権の数と、その排水施設の所有者、すなわち排水権利者の数は何人なのか。その一人一人の排水権利者に対してどのような説明をし、確認と同意を求めたのか。具体的に取得に当たった話し合いの内容について回答を求める。使用した用紙の様式や種類、押印を求めるに当たって無償の施設整備や土地提供など利益誘導的な手法があったのか無かったのか明確に回答を求める。不同意の排水権利者多数に対しては、実際には取得を断念し、このまま放置するのか。不同意の権利者家族は居住地域が埋立て地に隣接し、著しい住環境の悪化など懸念が具体的であり、且つ港の原形保存に格別に関心と思いを寄せており、これを放置したまま事業申請など絶対に許されないと考えるが、どういった譲歩が答えて頂きたい。もしも、こうした状況を放置したまま申請許可を求めても結果、不同意権利者からの裁判という手段行使に至れば最悪の混乱事態が発生し、その責任はすべて行政側が負うことを指摘しておきたい。

瀬戸内海環境保全特別措置法の第三条第一項、第二項、第三項、第十三条第一項および第二項をどのように理解し具体化するつもりなのか。これとの関連で公有水面埋立法の第二条第一項の免許、第四十二條第一項の承認をどのように理解されているのか。

また、瀬戸内海環境保全特別措置法の第十三条第一項の「規定の運用に関する基本方針」のなかには自然環境(生物生態系、自然景観及び文化財を含む)への影響の度合いと合わせ、その3では「次の海域については、次に示している留意事項に適合しない埋立てはできるだけ避けるよう配慮すること」と定められている。「次の海域」と定められて地域には、水島灘が含まれている。水島灘海域はここからここに至る海域か、埋立てを極力回避すべき海域に朝港を含む朝の浦は該当するのか、しないのか。明確に答えて頂きたい。また、〇六年四月一日施行の景観法、第一章総則にある目的、基本理念、国と地方公共団体の責務、事業者、住民の責務などに照らして、歴史的連続群の定座であり他に類を見ない自然景観を誇る朝港の埋立て架橋事業が、前述の諸法など総合的な法令判断から見ると妥当かどうか、客観的且つ冷静な判断による市長の見解を明確に求めたい。

これまで、国土交通省港湾局管理課長野島東土木建築部空港港湾局長苑回答(平成十七年二月一日国港管第九八号)など具体的に国の考え方を示している。法治国家に在って、羽田福山市長のように意図を持って法令解釈を行い、「大多数の住民が賛成埋立てによる利益が損害を著しく超過する」など、具体的検証もせず県や国に対し事実を偽り、事業申請を求めるなど、およそ行政にあるまじきことである。客観的に見て現状は事業申請手続をシタ言える段階でないことを厳しく指摘しておきたい。

(3) 〇四年十月のニコモス 民家建築国際専門分科委員会(CIAV)の「朝宣言」及び、第十五回ニコモス総会決議(中国西安)、日本ニコモス国内委員会委員益田兼房(立命館大学教授)の緊急提言「港湾都市」朝の浦」の歴史を活かしたまちづくり、「歴史の港」朝「守まう」(法政大陣内教授)など職者、専門家多数。加えて、この数年来の国内外の職者多数から寄せられている朝港の埋立て架橋事業に反対、中止、白紙撤回の諸々の意見や町づくりのための大所商所からの具体的提言についてどのように受け止められているか。これらの声について、またともに議論・検討したことがあるのか、ないのか答えて頂きたい。

朝の港湾整備事業・埋立て架橋問題は、今や朝町の局所的な問題の域を大きく越え、全国と世界の問題となつてきている。しかもそれは対立矛盾する関係ではなく、朝地域にとっても国の内外にとっても合理的一致のある関係になつていくという新しい問題意識捉え方になつて、最も賢明な選択である山側トンネル案の真剣な検討をすべく強く求める。(別紙資料参照)

以上文書によって六月末日までに回答を求めたい。